

生活保護法をもとにいたしました。一、五倍程度以内の者にということとで判断をするということになっておりまして、貸し付けを受けられるものは住民基本台帳並びに外国人登録法に定める届け出の者に貸し付けると、それから貸付金は、一世帯につき十万円、貸付金は無利子、償還につきましては二カ月据え置き十カ月以内というようなことを定めまして、十四条からなりまして貸付規定を設けておるわけでございます。

それからなお、これの実績報告に基づきまして、毎年度末の状況を市の方へ提出してあるものでございますが、それによりまして、昭和五十年度から五十三年度までに貸し付けた件数は百六十三件でございます。この貸付金額は八百六十万円に上っております。それで、これによりましての償還あるいは残額、滞納額が出るわけですが、年度末を見ましての貸付額の残額は三百十六万円現在あるわけでございます。この中には、先ほどちょっと申しましたが、返還の期間が十二カ月となっておりますので、現在貸付中のものも含まれるわけでございます。この償還状況等を報告書で見ますと、いままで借金を借り受けまして、全部完済した方々が九十二件あ

るわけでございます。それから三月末の貸付中が七十一件ということになります。この中で問題となりますのは、返してくれない方が現在三月いっぱいでございますが、一カ月以上の滞納者が五十一件、そのうち納期が到来いたしましたも返してくれない方が四十件、そのうち全く一カ月分も返してこないものが九件ございます。それから借入中に生活保護適用者が三件というような状況になっております。

金額別に貸付件数を御参考までに申し上げますと、百六十三件中五万円が八十七件と半分以上を示しておるようでございます。それから貸し付けの理由でございますが、やはり本人または家族の病気が約五十件、そのほか転職とか失業中、出産、収入減ということとで、生活資金のつなかりとして貸し付けてあるわけでございます。

それで、現在の程度手元現金があるかと申しますと、金融機関から残高証明が一緒に出されておりますが、現金といたしましては百九十二万八千八百七円でございます。その中で元金が百八十四万円、利息として八万八千八百七円含まれておるわけでございます。その他社会福祉協議会とい

たしましても、免除規定を定めてあるわけですが、現在まではこの免除規定を適用いたしましてやったということはないわけですが、いすれこの免除規定を適用いたしまして、滞納者の調査をいたしまして、これらも至急考えなければならぬ問題ではないかというふうに考えるわけでございます。

以上、簡単でございますけれども、現在の生活資金の状況を御報告いたします。

○十六番（貫井喜代次君） 自席から引き続き回答をいただきましたことに対して質問をいたします。

まず、最初の財政問題についてですが、回答をいただきましたのですけれども、私がお聞きしようということにはちょっと離れているようなことで、具体的な問題はなかったわけですが、先ほど申し上げましたように、福生市長としての福生市に対する最大の努力をするということの財源の増額でございますが、これに対して何をしてきたかという六カ月間の足跡がソまのお答えでは見られないようにございますけれども、これは先ほど説明がありましたように、な

かなか国に対することは一つの市町村でできることではございませんが、その面についてはこういうふうなことの強力な運動をしてきたというふうな回答もなかったわけでございます。御承知のように、常に明年度の予算に対して先般

もちまうと出ておりましたけれども、東京都は、国の施策及びこの予算に都の意向を反映させるため、毎年国に対して要望活動を行っているということでございますが、本年もすでに各省庁の概算要求時に当たって、特にその中でも実現の可能性という観点から要望内容を整理して、百九項目にとりまとめ、関係局から各省庁に対して要望を行ったということがありまして、たけれども、福生市として最大限に努力していくとされたことに対しての財源の増額要望は、ただいまの説明によるとどのように市長会で行ってきたのかということか、いままでのありふれたことだけで、特に声を大にして最大限に努力するということには何か物足りないように思います。たとえば基地に対する問題は度外視しても、ほかの各省庁等に対していろいろの関係で、こういうふうなものを要望してきたのか、先ほど言ったように、来年の概算要求を終わっていると思います。そういうふうな時期でございますので、伺

たわけでございますが、財源のあれについてはそうですが、余り無理な質問をしてもと思いますけれども、それから冗費の節減で、非常に先ほどの部長の回答の中に都の省エネルギーのことが、いろいろ車のガソリンがどうだということまで入っておりますけれども、私は福生市の冗費の節減についてお聞きしたい。都がこういうことをやっているからうちでも都以上にやっているという説明であればいいが、都はこうやっているという説明をしている。そういうことはどうでもいいことである。あくまでも福生市の冗費の節減、これは手取り早く市内の電灯や水道の使用、あるいは日々の事務の各消耗品に至るまで細かい面のむだを省くということをやっておられると思います。そこで、たとえば現在の市で持っている保有車両、バイク七台を含めてですけれども、五十四台の車を、これを一台でも少なくする、あるいは出張の連絡によつては各課、各部で二台使うところを一台でも済むこと、こういうこともやっていると思ふけれども、そうした努力次第では、二台を一台で使うということとで五十四台ある一台を、何かそういうようなことで減車するようなことで、それが先ほども市長から言われたように、これが冗費であるのか、冗費と見られ

るのかどうかという問題もあると思ひますけれども、そういうようなことを考へていないのかどうか。さらにまた、機構改革あるいは合理化をいままで行つてきたわけですから、部課あるいは係の統廃合によつて減員可能な事務の合理化についてはどのように考へているのか。この点、いま一回お聞きしたいのですけれども、考へているのか、いないのか。福生市の組織条例の見直しをする気があるのか、ないのか。行政事務改善委員会の要望による設置目的についても一度検討し、そして組織及び運営の合理化と経済化を図ること、私は見ようによつては冗費の節減に、市長が言う最大限に努力することになるかと思ひますが、こういう面についてどのように考へているのか。財政問題についてはそんなことを一つ、二つお答え願えれば幸いだと思ひます。

それから土地開発公社の問題でございますが、これはいろいろ未払金についての説明もありましたが、私も初めて知ったわけですが、こうした企業会計でありながら、現金主義と発生主義の両方を使っているということはありませんかと思ひておりましたが、調べたところ、そうだと言へばそれまででございますけれども、このちよつとおかしいところがある、未払金で十

一月二十七日ですが、十一月のいつだったかに実測をして、契約を十一月二十七日にしたら、そして未払金を今後補正予算で組むんだと、昨年の十一月二十七日の契約時期にすっかり実測してあるのだから、そのときに数字もすっかり出ているわけですね。してみると、この未払金は当然企業会計といえども、一般会計といえども、補正で組むということはおかしいことで、すでに当初予算のときにこの金額は出ており、未払金はそちらの方に置いて、それで、あとで補正予算で組むんだということはちよつとおかしいのではないかと。補正予算は、企業会計にしろすべてそうだと思いますけれども、この補正予算は、予算の調整後に生じた事由によって補正予算を調整すると、これは事由が先に、当初予算以前に出ているものを補正予算で組むということはおかしいのではないかと思つておられますが、その点どういふことであるのか。それからいま一つは、この問題に対して、先ほど東部学供の問題について、公社でなく市が買ったので減額という説明でした。これがそうであるとすれば何のための土地開発公社であるのかということになるのですけれども、何か理由があると思ひますけれども、公社でなく市が買ったから安くなら

減額になったということとは、それはどういふ理由か意味はよくわかりませんが、さきの説明でおかしいなと思つて聞いておたのですけれども、その点もひとつお願いいたします。

また土地開発公社の関係については細かい点もありますけれども、第一の質問でいたしました説明がなかったと思ふんですけれども、国有農地は半年から一年かかると、いままでこういうような国有農地の買い受けをしたことがなかったのか。私はおたのではないかと思ふが、なぜこの問題だけが半年から一年もかかったからこのような減額をしなければならなかったのかという点、それではいつ買受申請手続をしたのか。この国有農地の買い受けに対しての何か規定が変わつてきたのか。いつから半年から一年かかるといふことになったのか。これにはそういうふうなことでおくれたということが書いてあります。その点がちよつと納得のできない説明であると思ひますけれども、その点もひとつお願いいたします。

それから次の防災計画では、井戸の問題、これはちよつとさっきの説明では、井戸についての会議をして指定していきたいということの説明だったので

すけれども、これは私が六年前ですが、震災時の井戸のことを一般質問していろいろ問題を投げかけておいたのですけれども、現在、指定をこれからしていききたいということのような話だったのですけれども、それでは全然、こういうことはいままで考えていなかったのか、考えていなかったか、このような計画の中に井戸のことなかったと思うんですけれども、余りにも井戸水、先般も防災訓練で泥水とっていいようなものをろ過器でろ過して参加した市民に飲んでもらったりしてありましたが、そんなに各家庭では池の水をろ過するだけのろ過器を持っていないし、さっき話しましたように、道路の寸断等によって道路が道路として使えないような場合等も考えますと、どうしても井戸水に頼ることが一番大切じゃあないか。昔から水さえあれば二日や三日は生きていられるとっております。幸いに空気があるようですけれども、水はいづという場合に、直接われわれの生活を、生命を脅かすことになるので、そういうふうな点をいまま少し突き上げた検討をする必要があるのではないかと思っています。

去る八月三十一日のテレビで、東京都の防災会議ということで公演されてお

りましたけれども、これに対していろいろ幼稚園の問題、保育園の問題、小学校の問題、いろいろの関係をあれをしてやっていたようですけれども、また、きのうの社説では防災基本計画と国の役割ということ、いろいろ東海大地震の予知された場合の関係が載っておりまして、これらをいろいろあれすると、災害にはやはりさっきも説明のありました地域の団結、地域だけが、地域同士で守ればこれが一番いいんだと、地域の自主性というが、それを尊重しなければならぬと、またそうすべきであるということが言われたり、書かれたりしております。

問題は、この静岡県を初め強化地域に大県、百七十市町村がこの予知情報を出すというふうなことで含まれておりますが、これは必ずしもこの地域だけでなく、この辺がどれだけ大きなものがくるか、返ってこちらの方が危ないのではないかという方もあるようですが、やはり人ごとでなく、地域は地域ごとの他力本願でなくやらなければならないことには、事細かい、ばかげたことについても気をつけてやっていかなければならないと思いますので、井戸にこだわるようですけれども、井戸の件についてはよほど力を入れて、どこ

の災害地の関係を見ても、水道は寸断され、破裂しても、井戸はたいがい使えるようでございますので、特に井戸に力を入れて、これが保存も飲料水の指定もすべきではないかと思えますけれども、これから指定していくという心細さでは、防災計画はまことに心もとない気がしますので、こういうふうな点をいま一回、どういうふうな方法でやっていくのかお尋ねいたします。

それから、下水道について三カ年計画、これもちよつとどうもおかしいのですけれども、三カ年経過したものを有料にすることにしていかなければならないのじゃあないかということの対応策ですね。対応策を考えていかなければ、先ほど申し上げましたように、もうすでに一年半たって三年というものもあるという間にきてしまう。そういう時期にありながら、他の市町村のこともいろいろ関係があるということとは私もさきに申し上げております。しかし、そういうふうなことをこれから考えていかなければならないというふうな安閑としたものじゃあないと思ふんです。三年たつてからどうしようと言つても後の混乱を招くだけだと思います。

それから先ほど、この下水道事業に関連していろいろ起債から先行投資

のいろいろの問題のことをお尋ねしたわけですが、その中で、財政的の問題で、下水道料金のうちの横田基地関係についてはどうということになっているのか。

昨年三月の定例会で下水道条例が制定されましたけれども、すぐその後、九月二十六日には基地関係の大口の関係について一部料金改定をしたという説明がされてきたわけですが、大口料金のうちの基地内の家族住宅が九百三十戸という説明です。ここに当時の資料もありますけれども、ついでには住宅料金並みにしてほしいとの申し入れがあったという説明。その説明の過程では、一立方メートル当たり二十五円を十八円と、その差は防衛が何とか見たいというふうなことです。十トン以上の百二十円とした場合、基地排水量の年間十八万トンという積算で、これを住宅並み料金とすれば約五千万円減収となる。したがって、これが下水道使用料は一億三千万円くらいの収入見込みとなるという話だったんです。しかし、西住宅地区には五百四十戸くらいあって、九百三十戸中の五百四十戸分は一般住宅並みの料金にしてほしいということは、西地区

だけ住宅料金にすると、これは三千万円くらいの減収で、一億五千万円程度の料金収入となるという説明でした。

当時このようなことで、下水道料金の収入は、基地内と西地区を除いて昨年は九カ月分で四千四百万円程度見込まれている。こういう住宅並み料金については、当時何かと意見も出たわけですが、日米地位協定等との関係もあるもので、いろいろな説明がございました。

しかし、その後において全協で、これはことしに入ってから、五十四年二月十三日、市長から南北住宅についても住宅並み料金とされたい旨の申し入れがあったけれども、それはできないと突っぱねた。しかしこれについて防衛施設庁で何らかの補償をすることになったという説明が全協であり、また部長からは五十二年九月の全協に話しがされ、西住宅については小口料金ということで十二月定例会で了解をいただいたが、二月一日に司令官から円高の関係で予算の獲得ができない。したがって、南北住宅も宅地並み料金にしてもらいたい。これができないなら下水道使用は当分しないということになったという説明。また当日、議員の質問に答えて、

基地排水の接続があとになると下水道会計が赤字になるので、市の財政健全化のために御了承願いたいとのことでしたが、そこで、このような経過をたどった基地排水の下水道料金は、五十三年度の全協で説明のとおり、九カ月分、四千四百万円の料金収入があったのかどうか。引き続いて五十四年度もすでに六カ月を経過しているので、この基地排水に対する見込みの下水道料金は入っているのかどうか。これらについて下水道会計でさらに伺います。

御承知のように、先ほども申し上げました一般会計から八千万円、本年度当初予算と合わせて三億六千六百万円が下水道会計に繰り出されております。いままで繰り出したか。今後また大きな繰り出しをしなければならぬという下水道会計で、この基地からの排水料金も市民に負担される分が多くなると思っていますので、そういう点を考え、どのようにしているか回答をいただきたいと思います。

それから最後の社会福祉事業についてであります。これは生活資金の貸付規定はできているということで、貸付額は十百万円で、無利子の十二ヵ月返済だと、

それから業務委託契約書の規定により毎年度ということですが、これはたしか公益質屋の廃止に伴って生活資金貸付の制度をつくたと思ひます。五百万円は社会福祉協議会に貸し出してゐる金だと思ひますが、これに対してさっき報告から何か受けてゐるということですが、それで未回収はないということですね。すると貸付金規定等に対する問題が出てくるが、この業務委託の契約書はだれとだれの契約になつてゐるのか。また、さっき免除規定の適用をしていなかったというけれども、それでは免除規定はだれがつくつてゐるのか。この点について、これはあくまで貸付金ですから、先ほど毎年度ということ部長から説明がありました。当然これは毎年度書きかえるべき性格のものであると思ひます。委託金としてやういふのではなくて貸付金なので、その委託金と貸付金の差は明確にしてあかなければならないと思ふので、その点お尋ねいたします。それでは回答をいただけて、まだ一回ありますので、その後にもまたお尋ねいたします。

午後零時二分 休憩

午後一時

開議

○議長（小林菊三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政部長（上野重勝君）

再質問いただきました財政問題について、私から御答弁を申し上げます。

まず第一点の財源の増額につきましては、御発言の趣旨を十分尊重いたしまして、市長ともども懸命な努力を払つてまいりたいと思ひます。

それから冗費の節減でございますが、市として独特なものとはどんなものをやっておるかということでございますが、ごく小さいことで恐縮でございますが、たとえば電灯につきましては、現在省エネルギー用の電灯というのがあつてございまして、切れたものについては、それらに全部取りかえていくということをやっております。それから水道の節減につきましては、現在午後八時から六時までには元栓を締めまして、閉鎖をして使わせないようにしております。冷房等につきましては、従来より使用を始めた時期をおくらせておりますし、それからまた国の方で基準もございまして、それに基つきまして、冷房を使用している場所については、冷房温度の引き上げ等を行つております。

それから車の使用でござりますが、御指摘のように現在バイクを含めまして五十四台、かなり多くの車両がございます。もちろんこの中に消防車等特定なものもございますけれども、大部分は一般の車両でございます。それで私も前からいろいろ検討はいたしておるんですが、最も合理的な方法としては、たとえば集中管理というような方法をいたしまして、一カ所で管理をして、それだけ使用の実態に基づいて貸し出しをするというようなことになりますと、かなり効果的であろうということは考えられるんですが、こういう方法をとりますと、どうしてもこれを管理するための職員を一名ないし二名設けなければならないというような点もございますので、それらとの兼ね合いでどちらがいいかなお検討は進めてまいりたいと思います。車の使用については、先ほども御答弁申し上げましたように、できただけ使わないようにというような通達も出してありますし、出張等の場合には、なるべく相乗りしていくようなことも指示をいたしておりますので、それらについては、励行されているようでございます。

それから機構改革の問題ですが、部制をしきましてすでに一年半たとうとしております。ここまで経過をいたしてまいりますと、いろいろ不都合な点も出てま

いますし、それから不合理な点等もございますので、再検討すべき時期にはきていると思います。それから職員の配置、機構等につきましては、毎年度十月新職員採用の際に、各課の増員要求等を検討いたしますが、その際に、その課に果たして必要か、あるいはその課に要求があるかというようなことも検討いたしますので、こゝしもそうそろそろその時期でございますので、それらとあわせまして、機構についても再検討してみたいと思います。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○助役(篠崎俊夫君) 土地開発公社の關係につきまして、私から御答弁申し上げた点についてお答えを申し上げます。

実測をいたしましたして、アサノホールと売買契約書の変更をいたしましたのが十一月二十七日でございますから、当然、その時点で六百十二万九千五百十五円という未払金の額は、わかっておったわけでございます。したがしまして、当初予算にこれを計上しなかったのは、これを失念したということとございまして、今後こういうことのないように気をつけたいと存じます。どうも相すみません。

○管財課長(森田 武君) 続きまして、公社の補足をいたします。

まず一つに、東部学供の用地について直接市が買収した理由でございますが、本来開発公社は、公共用地の先行取得が大きな使命でございます。五十四年度当初、東部学供の敷地をとというような予定で計上したのでございますが、たまたま五十三年度の補助金の交付決定が五月二十五日、例年であります。と十月ごろ来るのですが、五十三年度は五月二十五日ごろ来たわけですから公社が買収してもっていくより、直接市が買収した方が、経費的にも安いという事で、公社の手を煩わせずに、直接地主から市が買収したいということで、公社の方は減額したということでございます。

それからもう一点の第八小学校の件でございますが、半年から一年間の申請の期間、それから買受申請の手続の提出の期間が必要でございます。この交付書の表現が適切でなかったようにも受けますが、買受申請は、旧地主と耕作者が両方でもって合意した時点においてするわけでございしますが、五十三年度においては、その時点までは達していなかったというようなことでございします。ですから、地主と耕作者の間の妥結点は、まだその時点においては成立していなかったということでございます。

○市民部長（生子国利君）

井戸の指定の問題でございますが、私も検討するということで申し上げたのですが、基本的には指定をする方針でございます。ただ指定する場合において、いま私の方で考えている点は、原則として屋外であるということをもまず考えるべきだという意見、湯水がないという点も考えなければならぬ。それから水質そのものが薬品、あるいは煮沸によって、飲料水に適するということもある。地盤状況もやはり配慮する必要がある。これらを含めまして、先ほど申しましたとおり、各町会あるいは組織防犯ができたところについては、そこを協議いたしましたして、指定をしていきたいという考え方でございます。なお、指定については、やはりある程度の今後の指定をしていくという以上は、市としての保管問題について、一応考慮しなければいけないというふうなことは、薬品の配布、あるいは水質の検査、それから維持管理の問題、そういうものも含めまして、私の方としてはこれからいろいろ内容的にもう少し検討いたしましたして、ぜひとも御協力ができる井戸そのものについて指定していきたいというふうに考えております。

○建設部長（浅見裕康君）

お答え申し上げます。